

佐野市内の農業者の皆様へ

東京電力(株)福島第一原子力発電所の
事故に伴う放射性物質の流出による
農産物損害の賠償請求には

「被害の申し出」

が必要です

◆被害額を算定するためには以下のような
被害を証明する資料が必要になります。

(例：農林水産省ホームページより)

- 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
- 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
- 出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票
及び回収・処分した場合の領収書
- 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
- 納税関係書類（損益計算書等）
- 現況を示す写真 など

【問合せ先】

- J A 佐野販売利用課 TEL 0283-23-9992
- 安足農業振興事務所 TEL 0283-23-1455
- 佐野市役所農政課 TEL 0283-61-1162